

I 調査の概要

1. 調査の目的

国民年金及び厚生年金保険の遺族年金受給者について、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象及び調査客体

令和3年11月1日時点における65歳未満の国民年金及び厚生年金保険の遺族年金の受給者（約40.8万人）を調査対象とし、調査対象から制度別・年齢階級別に無作為に抽出した約27,000人を調査の客体としている。

なお、具体的な調査対象は以下のうち、65歳未満かつ夫または妻たる受給者である。

- ・ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金受給者^(注)
- ・ 旧法厚生年金保険の遺族年金受給者
- ・ 新法国民年金の遺族基礎年金受給者

注 共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除く。また、短期要件分の受給者について、死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除く。

3. 調査時点及び調査期間

調査時点：令和3年11月1日

調査期間：令和3年11月1日～30日

4. 調査方法

調査客体として選ばれた年金受給者に調査票を郵送で送付し、郵送またはインターネットによる回答により回収した。

5. 回答状況

第I－1表 有効回答等の状況

調査客体数	回収数	有効回答数	回答率
27,222件	17,898件	17,895件	65.7 %

6. 集計及び結果の公表

① 制度別・年齢階級別に層を区分し、受給者数及び受給者割合を推計している。

② 制度について、

- 「基礎年金」は遺族基礎年金^(注1)を受給している者
- 「厚生年金のみ」は、新法厚生年金保険の遺族厚生年金^(注2)または旧法厚生年金保険の

遺族年金のみを受給し、遺族基礎年金を受給していない者（ただし、iiiに掲げる「有期年金（別掲）」に該当する者を除く）

iii 「有期年金（別掲）」は、新法厚生年金保険の遺族厚生年金を受給している者のうち、5年間の有期給付^{（注3）}の対象である者

を集計対象としている。また、iの内数として、

- ・「厚生年金と基礎年金の両方」は、新法厚生年金保険の遺族厚生年金と、遺族基礎年金の両方を受給している者
- ・「基礎年金のみ」は、遺族基礎年金のみを受給し、新法厚生年金保険の遺族厚生年金及び旧法厚生年金保険の遺族年金を受給していない者

を集計対象とし、iiの内数として、

- ・「中高齢寡婦加算あり」は、中高齢寡婦加算^{（注4）}を受給している者（妻のみ）
- ・「中高齢寡婦加算なし」は、中高齢寡婦加算を受給していない者（妻のみ）
- ・「基礎年金歴あり」は、過去に遺族基礎年金を受給していた者
- ・「基礎年金歴なし」は、過去に遺族基礎年金を受給していない者

を集計対象としている。

注1 遺族基礎年金は、死亡した者に生計を維持されておりかつ、18歳到達年度の末日までにある子（障害等級1級または2級に該当する子については20歳未満の子）がいる遺族に支給される。

注2 遺族厚生年金は、夫は配偶者の死亡時に55歳以上である者のみを受給対象者となり、受給開始は60歳からとなる。ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合は、55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できる。

注3 遺族厚生年金の受給権発生時（平成19年4月1日以後に限る）に30歳未満であった妻であって、遺族基礎年金の受給権が発生していないかまたは30歳になるまでに遺族基礎年金の受給権を失権した者に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となる。

注4 遺族厚生年金の受給権者である妻であってその権利を取得した当時40歳以上65歳未満であった者又は40歳に達した当時遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権者であった妻が遺族基礎年金の受給権を失権したときに65歳未満であるときは、65歳になるまでの間、遺族厚生年金に加算を行うもの。

③ 集計する項目の中には、調査の結果得られる事項の他に、日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報（以下、「基本情報」という。）があり、「Ⅱ 集計客体の特性」は、基本情報のみから得られるデータをもとに集計している。

※ 基本情報には、制度、性別、年齢階級、年金額階級、被保険者の死亡時における受給者の年齢階級、被保険者の死亡時の年齢階級、受給者と被保険者の生年の差の階級、年金生活者支援給付金の受給の有無、加算対象子人数、被保険者の死亡時からの経過年数がある。

④ 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

⑤ 表章記号は以下のとおりである。

「-」 計数のない場合

「・」 統計項目のありえない場合

「0.0」 推計数が表章単位の0.05未満、または比率が微小（0.05未満）の場合
「X」 集計結果をそのまま公表すると個々の受給者の秘密が漏れるおそれがあり、該当数値を秘匿した場合

- ⑥ 利用にあたっては、本調査の集計値には標本調査に伴う標本誤差があることに注意を要する。